

（削る。）

第一条の二 条例第五条第一項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 六十歳以上の者

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれ次に定める障害の程度であるもの

イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

ロ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度

ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度

三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症のもの

四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

五 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付及

び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付を含む。)を受けている者

六 海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第二項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手から暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした接近禁止命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

ハ 配偶者暴力防止等法第十条の二(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした退去等命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

九 犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第六十一号)第二条第二項に規定する犯罪被害者等(前号に掲げる者を除く。)で、次のいずれかに該当するもの

イ 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となつたと認められる者

ロ 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難となつたと認められる者

(入居収入基準に係る障害の程度)

第一条の三 条例第五条第一項第二号イ(イ)(1)に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりと

(入居収入基準に係る障害の程度)

第一条の二 条例第五条第一項第一号イ(イ)(1)に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりと

する。

一 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

二 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度

三 略

2 条例第五条第一項第一号イ（イ）（2）に規定する規則で定める障害の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する程度とする。

（入居の許可）

第二条 略

2 一般県営住宅（条例第二条第二号に規定する一般県営住宅をいう。以下同じ。）に入居しようとする者が条例第六条の規定により県営住宅入居申込書を提出するときは、当該申込書のほか、次の各号に掲げる書類（条例第四条第三号、第四号、第七号及び第八号に掲げる理由のある者にあつては、第一号、第四号及び第五号に掲げる書類を除く。）を知事に提出しなければならない。ただし、条例第七条第二項の規定により公開抽選によりその順位を決定される者にあつては、その順位が決定された後提出することができる。

一 三 略

（削る。）

四 条例第四条第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる理由のある者にあつては、当該事実を証する書類

五 条例第五条第一項第五号に規定する婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者又は同号に規定する親族に準ずる者として知事が定めるものがある場合は、当該事実を証明するに足りる書類

六 次に掲げる者にあつては、当該者であることを証明する書類

イ 条例第五条第一項第一号イ（イ）（2）から（5）までに規定する者

ロ 条例第八条第一項第三号及び第四号に規定する者

ハ 第三条の三第三号から第五号までに規定する者

ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三

する。

一 身体障害 前条第二号イに規定する程度

二 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度

三 略

2 条例第五条第一項第二号イ（イ）（2）に規定する規則で定める障害の程度は、前条第三号に規定する程度とする。

（入居の許可）

第二条 略

2 一般県営住宅（条例第二条第二号に規定する一般県営住宅をいう。以下同じ。）に入居しようとする者が条例第六条の規定により県営住宅入居申込書を提出するときは、当該申込書のほか、次の各号に掲げる書類（条例第四条第三号、第四号、第七号及び第八号に掲げる理由のある者にあつては、第一号、第四号及び第五号に掲げる書類を除く。）を知事に提出しなければならない。ただし、条例第七条第二項の規定により公開抽選によりその順位を決定される者にあつては、その順位が決定された後提出することができる。

一 三 略

四 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者がある場合は、当該事実を証明するに足りる書類

五 条例第四条第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる理由のある者にあつては、当該事実を証する書類
（新設）

六 第一条の二に規定する者にあつては、当該者であることを証明する書類
（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童
(以下「委託児童」という。)

(特別割当て等の対象となる障害の程度)

第三条の二 条例第八条第一項第三号の規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 身体障害 第一条の二第一項第一号に規定する程度
- 二 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度
- 三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

(特別割当て等の対象者で規則で定めるもの)

第三条の三 条例第八条第一項第八号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 条例第五条第一項第一号イ(イ)、(2)、(3)又は(5)に規定する者
- 二 委託児童を養育する者
- 三 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第一項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第一項に規定する支援給付、(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第一項に規定する支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号)以下「平成二十五年改正法」という。)附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付を含む。)を受けている者
- 四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)以下「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第二項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係に

(特別割当て等の対象となる障害の程度)

第三条の二 条例第八条第一項第三号の規則で定める障害の程度は、第一条の二第二号に規定する障害の程度とする。

- (新設)
- (新設)
- (新設)

(特別割当て等の対象者で規則で定めるもの)

第三条の三 条例第八条第一項第八号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第一条の二各号(第一号、第二号及び第六号を除く。)のいずれかに該当する者
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
- (新設)

ある相手から暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号（配偶者暴力防止等法第二十八條の二において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条（配偶者暴力防止等法第二十八條の二において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項（配偶者暴力防止等法第二十八條の二において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十条の二（配偶者暴力防止等法第二十八條の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

五 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十一号）第二条第二項に規定する犯罪被害者等（前号に該当する者を除く。）で、次のいずれかに該当するもの

イ 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となつたと認められる者

ロ 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難となつたと認められる者

六 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅に現に居住する者で、当該賃貸住宅の建替えに伴い一般県営住宅への入居を希望するものうち、当該建替え後の賃貸住宅に係る家賃が著しく上昇することにより、当該家賃の負担が困難になると認められるもの

七 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難解除区域又は東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第四十八号）第八条第一項に規定する支援対象地域のいずれかに平成二十三年三月十一日において現に居住していた者

（収入の申告等）

第六条 条例第十三条の二第一項の規定による収入の申告は、収入申告書（別記第十一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出して行うものとする。

一・二 略

（新設）

二 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅に現に居住する者で、当該賃貸住宅の建替えに伴い一般県営住宅への入居を希望するものうち、当該建替え後の賃貸住宅に係る家賃が著しく上昇することにより、当該家賃の負担が困難になると認められるもの

三 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号に規定する避難解除区域又は東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第四十八号）第八条第一項に規定する支援対象地域のいずれかに平成二十三年三月十一日において現に居住していた者

（収入の申告等）

第六条 条例第十三条の二第一項の規定による収入の申告は、収入申告書（別記第十一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出して行うものとする。

一・二 略

三 条例第五條第一項第一号イに掲げる場合に該当する場合には、その旨を証する書類
2・3 略

(改良住宅の管理)

第十八条 略

2 前項の規定により第二章（第六条、第十五条から第十六条の三まで及び第十七条の三を除く。）の規定を準用する場合には、これらの規定（第二条第二項各号列記以外の部分本文を除く。）中「一般県営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

略	略	略	略	略	略
第一条の二第一項	第一条の二第二項	第一条の二第一項イ(イ)(1)	第一条の二第二項イ(イ)(2)	第一条の二第一項イ(イ)(1)	第一条の二第二項イ(イ)(2)
条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項第一号イ(イ)(1)	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項第一号イ(イ)(2)	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項第一号イ(イ)(1)	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項第一号イ(イ)(2)	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項第一号イ(イ)(1)	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項第一号イ(イ)(2)
略	略	略	略	略	略
第二条第二項第五号	第二条第二項第六号イ	条例第五條第一項第五号	条例第五條第一項第六号イ(イ)(2)から(5)まで	条例第五條第一項第五号	条例第五條第一項第六号イ(イ)(2)から(5)まで
略	略	略	略	略	略
第二条第二項第六号ロ	第二条第二項第六号イ	条例第八條第一項第三号及び第四号	条例第八條第一項第三号及び第四号	条例第八條第一項第三号及び第四号	条例第八條第一項第三号及び第四号

三 条例第五條第一項第二号イに掲げる場合に該当する場合には、その旨を証する書類
2・3 略

(改良住宅の管理)

第十八条 略

2 前項の規定により第二章（第六条、第十五条から第十六条の三まで及び第十七条の三を除く。）の規定を準用する場合には、これらの規定（第二条第二項各号列記以外の部分本文を除く。）中「一般県営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるほか、次表上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

略	略	略	略	略	略
第一条の二	第一条の三	第一条の二	第一条の三	第一条の二	第一条の三
条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項	条例第三十四条第一項において準用する条例第五条第一項
略	略	略	略	略	略
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

別表第五第二十二号を次のように改める。
二十二 県営住宅の家賃及び割増賃料

(改正後)

第一号様式 (第二条第一項)

その一

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

千葉県知事 様

〔 市町村長
住宅供給公社理事長 〕

※受 付 番 号

私は、県営住宅に入居したいので、千葉県県営住宅設置管理条例の規定により、入居の申込みをします。
下記申込内容と事実が相違しているときは、失格とされても異議ありません。
また、私又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

記

1 申込者の氏名、住所、連絡先等について、次の欄に記入してください。

申 込 本 人	住 所	〒□□□□-□□□□		電 話 番 号	自 宅	—	—
					携 帯 電 話	—	—
	フリガナ				勤 務 先	—	—
	氏 名	氏	名	フリガナ	外国人の場合は 通称名	氏	名

2 申込住宅名、申込区分等について、次の欄に記入してください（住宅の種別の欄及び申込区分の欄は、該当する番号を○で囲んでください。）。

申込住宅名	タイプ	住宅の種別
	1 特別割当住宅	1 一般住宅 2 改良住宅 3 地域特別賃貸住宅 4 特定公共賃貸住宅
申込区分	1 特別割当住宅	1 60歳以上の者がいる世帯 2 障害者世帯 3 公開抽選4回以上落選世帯 1 一般世帯
	2 一般住宅	2 特枠世帯 1 引揚者世帯 2 母子世帯 3 父子世帯 4 障害者世帯 5 60歳以上の者がいる世帯 6 18歳未満の子がいる世帯 7 成田国際空港騒音対策区域内居住世帯 8 公開抽選4回以上落選世帯 9 戦傷病者世帯 10 原子爆弾破壊者世帯 11 ハンセン病療養所入所者等世帯 12 里親に委託されている児童がいる世帯 13 生活保護受給者等世帯 14 DV被害者世帯 15 犯罪被害者等世帯 16 都市機構建替世帯 17 福島避難解除区域等居住世帯

(改正前)

第一号様式 (第二条第一項)

その一

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

千葉県知事 様

〔 市町村長
住宅供給公社理事長 〕

※受 付 番 号

私は、県営住宅に入居したいので、千葉県県営住宅設置管理条例の規定により、入居の申込みをします。
下記申込内容と事実が相違しているときは、失格とされても異議ありません。
また、私又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。

記

1 申込者の氏名、住所、連絡先等について、次の欄に記入してください。

申 込 本 人	住 所	〒□□□□-□□□□		電 話 番 号	自 宅	—	—
					携 帯 電 話	—	—
	フリガナ				勤 務 先	—	—
	氏 名	氏	名	フリガナ	外国人の場合は 通称名	氏	名

2 申込住宅名、申込区分等について、次の欄に記入してください（住宅の種別の欄及び申込区分の欄は、該当する番号を○で囲んでください。）。

申込住宅名	タイプ	住宅の種別
	1 特別割当住宅	1 一般住宅 2 改良住宅 3 地域特別賃貸住宅 4 特定公共賃貸住宅
申込区分	1 特別割当住宅	1 老人世帯 2 障害者世帯 3 公開抽選4回以上落選世帯 1 一般世帯
	2 一般住宅	2 特枠世帯 1 母子世帯 2 父子世帯 3 配偶者から暴力を受けている被害者世帯 4 引揚者世帯 5 老人世帯 6 障害者世帯 7 成田国際空港騒音対策区域内居住世帯 8 単身者 9 都市機構建替世帯 10 公開抽選4回以上落選世帯 11 多子世帯

(改正後)

第一号様式 (第二条第一項)
その一

3 入居予定者の氏名等について、次の欄に記入してください (性別の欄及び収入区分の欄は、該当する項目を○で囲んでください。)

フリガナ名		続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先名等	収入区分	年総収入金額	年間所得金額
入居予定者	氏名	本人	明治大昭和平成 年月日		男女		給与事業年金		
	氏名		明治大昭和平成 年月日		男女		給与事業年金		
	氏名		明治大昭和平成 年月日		男女		給与事業年金		
	氏名		明治大昭和平成 年月日		男女		給与事業年金		
	氏名		明治大昭和平成 年月日		男女		給与事業年金		
遠隔地扶養親族	氏名		明治大昭和平成 年月日		男女		給与事業年金		
	氏名		明治大昭和平成 年月日		男女		給与事業年金		
控除額	給与所得等控除	親族控除	老人扶養控除	特定扶養親族控除	障害者控除	特別障害者控除	寡婦控除	ひとり親控除	控除額合計

4 申込者の現在の住居の所有者、種類及び規模等について、次の欄の該当する番号を○で囲んでください (括弧内には相当事項を記入してください)。

建物所有者	1 自己	2 親族	3 他人	4 その他 ()		
種類	1 アパート	2 都市機構 (旧公団)	3 社宅	4 公営	5 一戸建て	6 その他 ()
規模等	部屋数 () 室	畳にして約 () 帖	通勤片道 () 分			

(改正前)

第一号様式 (第二条第一項)
その一

3 入居予定者の氏名等について、次の欄に記入してください (性別の欄及び収入区分の欄は、該当する項目を○で囲んでください。)

フリガナ名		続柄	生年月日	年齢	性別	勤務先名等	収入区分	年総収入金額	年間所得金額
入居予定者	氏名	本人	明治大昭和平成 年月日		男女		給与事業年金		
	氏名		明治大昭和平成 年月日		男女		給与事業年金		
	氏名		明治大昭和平成 年月日		男女		給与事業年金		
	氏名		明治大昭和平成 年月日		男女		給与事業年金		
	氏名		明治大昭和平成 年月日		男女		給与事業年金		
遠隔地扶養親族	氏名		明治大昭和平成 年月日		男女		給与事業年金		
	氏名		明治大昭和平成 年月日		男女		給与事業年金		
控除額	給与所得等控除	親族控除	老人扶養控除	特定扶養親族控除	障害者控除	特別障害者控除	寡婦控除	ひとり親控除	控除額合計

4 申込者の現在の住居の所有者、種類及び規模等について、次の欄の該当する番号を○で囲んでください (括弧内には相当事項を記入してください)。

建物所有者	1 自己	2 親族	3 他人	4 その他 ()		
種類	1 アパート	2 都市機構 (旧公団)	3 社宅	4 公営	5 一戸建て	6 その他 ()
規模等	部屋数 () 室	畳にして約 () 帖	通勤片道 () 分			

(改正後)

第一号様式 (第二条第一項)

その一

5 申込者の国籍について、次の欄に記入してください。

国	籍	
---	---	--

6 県営住宅の入居を申し込む理由について、次の欄の該当する番号を○で囲んでください (括弧内には相当事項を記入してください)。

1 立退き	2 結婚	3 狭小過密	4 環境 (内容)
5 高額家賃 (家賃月額		円)	6 遠距離通勤	7 世帯分離
8 その他 ()

7 申込者及び同居しようとする者の勤務状況等について、次の欄に記入してください。

続柄	勤務している場合又は事業を行っている場合			離職している場合		
	勤務開始年月日・事業開始年月日			退職年月日・事業廃止年月日		
本人	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日

8 申込者又は同居しようとする者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律第127号) 附則第4条第1項に規定する支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。)) 附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付を含む。) を受けている者である場合は、その者の保護又は支援給付の種類等について、次の欄の該当する番号を○で囲んでください (括弧内には続柄又は金額を記入してください)。

被保護者	1 本人	2 同居しようとする者 (続柄)	支援給付を受けている者	1 本人	2 特定配偶者	3 特定配偶者以外の配偶者
保護又は支援給付の種類	1 生活	2 教育	3 住宅 (受給月額	円)	4 医療		
	5 介護	6 出産	7 生業	8 葬祭			

(改正前)

第一号様式 (第二条第一項)

その一

5 申込者の国籍について、次の欄に記入してください。

国	籍	
---	---	--

6 県営住宅の入居を申し込む理由について、次の欄の該当する番号を○で囲んでください (括弧内には相当事項を記入してください)。

1 立退き	2 結婚	3 狭小過密	4 環境 (内容)
5 高額家賃 (家賃月額		円)	6 遠距離通勤	7 世帯分離
8 その他 ()

7 申込者及び同居しようとする者の勤務状況等について、次の欄に記入してください。

続柄	勤務している場合又は事業を行っている場合			離職している場合		
	勤務開始年月日・事業開始年月日			退職年月日・事業廃止年月日		
本人	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日
	年	月	日	年	月	日

8 申込者又は同居しようとする者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律第127号) 附則第4条第1項に規定する支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。)) 附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付を含む。) を受けている者である場合は、その者の保護又は支援給付の種類等について、次の欄の該当する番号を○で囲んでください (括弧内には続柄又は金額を記入してください)。

被保護者	1 本人	2 同居しようとする者 (続柄)	支援給付を受けている者	1 本人	2 特定配偶者	3 特定配偶者以外の配偶者
保護又は支援給付の種類	1 生活	2 教育	3 住宅 (受給月額	円)	4 医療		
	5 介護	6 出産	7 生業	8 葬祭			

(改正後)

第一号様式 (第二条第一項)
その一

9 2の申込区分の欄において「母子世帯」又は「父子世帯」を選択された方は、配偶者の有無について、次の欄の該当する番号を○で囲んでください(括弧内には相当事項を記入してください。)

配偶者の有無	1 有	1 離婚協議中	2 配偶者失踪中	3 その他 ()
	2 無	1 離婚	2 死別	3 未婚

10 2の申込区分の欄において「障害者世帯」を選択された方は、身体障害者手帳等の交付の有無等について、次の欄の該当する番号を○で囲んでください(障害の程度の欄及び括弧内には相当事項を記入してください。)

身体障害者手帳	1 有	1 本人 2 同居しようとする者(続柄)	障害の程度
	2 無		
精神障害者保健福祉手帳	1 有	1 本人 2 同居しようとする者(続柄)	
	2 無		
療育手帳	1 有	1 本人 2 同居しようとする者(続柄)	
	2 無		
戦傷病者手帳	1 有	1 本人 2 同居しようとする者(続柄)	
	2 無		

※団地コード	※タイプ	※種別	※区分	※家族数	※所得	※特枠要件

注

- ※印の欄には記入しないこと。
- 申込者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを確認するため、千葉県県営住宅設置管理条例第42条の2第1項の規定により、千葉県警察本部長に意見を聴くことがある。

(改正前)

第一号様式 (第二条第一項)
その一

9 2の申込区分の欄において「母子世帯」又は「父子世帯」を選択された方は、配偶者の有無について、次の欄の該当する番号を○で囲んでください(括弧内には相当事項を記入してください。)

配偶者の有無	1 有	1 離婚協議中	2 配偶者失踪中	3 その他 ()
	2 無	1 離婚	2 死別	3 未婚

10 2の申込区分の欄において「障害者世帯」を選択された方は、身体障害者手帳等の交付の有無等について、次の欄の該当する番号を○で囲んでください(障害の程度の欄及び括弧内には相当事項を記入してください。)

身体障害者手帳	1 有	1 本人 2 同居しようとする者(続柄)	障害の程度
	2 無		
精神障害者保健福祉手帳	1 有	1 本人 2 同居しようとする者(続柄)	
	2 無		
療育手帳	1 有	1 本人 2 同居しようとする者(続柄)	
	2 無		
戦傷病者手帳	1 有	1 本人 2 同居しようとする者(続柄)	
	2 無		

※団地コード	※タイプ	※種別	※区分	※家族数	※所得	※特枠要件

注

- ※印の欄には記入しないこと。
- 申込者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを確認するため、千葉県県営住宅設置管理条例第42条の2第1項の規定により、千葉県警察本部長に意見を聴くことがある。